

浜松市夜間救急室診療情報の開示に関する取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市個人情報保護条例施行規則（平成16年浜松市規則第34号）第20条の規定に基づき、浜松市夜間救急室（以下「救急室」という。）の診療情報の開示に関し、その基本的事項を定めることにより、患者の権利を尊重し、医療提供者と患者とが診療情報を共有することによって相互の信頼関係を深めるとともに、診療の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「診療情報」とは、診療録、看護記録、処方せん、検査記録、画像情報諸記録その他患者の診療を目的として救急室が保有している記録をいう。

(開示請求者の範囲)

第3条 診療情報の開示を請求できる者は、次に掲げるもの（以下「開示請求者」という。）とする。

- (1) 患者本人
- (2) 患者本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人（患者本人が未成年者であって満15歳以上に達している場合は、患者本人の同意を得るものとする。）
- (3) 患者本人が診療情報を閲覧等できない状態にあつては、当該患者から代理権を与えられた親族又はこれに準ずる者（以下「任意代理親族」という。）

(開示請求)

第4条 前条に掲げる者が開示請求をするときは、診療情報開示請求書（第1号様式）を提出することによって行うものとする。

2 開示請求をしようとする者が前条に規定する開示請求者であることの確認は、開示請求者の区分ごとに次の表に掲げる書類の提示又は提出を求めて行うものとする。なお、その際、本人の了解を得て提示された書類の写しをとるものとする。

開示請求者	提示又は提出を求める書類	
患者本人	開示請求者本人であることの確認	運転免許証、健康保険等の被保険者証、住民票の写しその他の本人であることを証する書類
法定代理人	開示請求者本人であることの確認	運転免許証、健康保険等の被保険者証、住民票の写しその他の本人であることを証する書類
	患者本人の法定代理人であることの確認	戸籍の全部証明又は個人事項証明、住民票の写し（患者が未成年者である場合に限る）その他の患者本人と開示請求者との法定代理関係を証する書類
	患者本人が開示請求に同意していることの確認（患者が未成年者であつて満15歳以上に達している場合に限る。）	患者本人の同意書

任意代理親族	開示請求者本人であることの確認	運転免許証、健康保険等の被保険者証、住民票の写しその他の本人であることを証する書類
	開示請求者が患者本人の親族又はこれに準ずるものであることの確認	戸籍の全部証明又は個人事項証明、住民票の写しその他の開示請求者が患者本人の親族又はこれに準ずるものであることを確認し得る書類
	開示請求者が患者本人から当該開示請求に係る代理権を与えられていることの確認	患者本人からの委任状

(診療情報開示請求書の受理)

第 5 条 診療情報開示請求書の受付は、受付印を押印して行い、開示請求者に当該診療情報開示請求書の写しを交付するものとする。

(主治医への照会)

第 6 条 前条の規定により診療情報開示請求書を受理したときは、浜松市夜間救急室管理者(以下「管理者」という。)は、必要に応じ、当該患者の主治医に対し、診療情報開示の照会について(第 2 号様式)により当該診療情報の開示の可否について照会するものとする。

(開示、部分開示又は不開示の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による照会に対する主治医からの回答を勘案のうえ開示、部分開示又は不開示(以下「開示等」という。)の決定を行うものとする。

2 市長は、開示請求のあった診療情報が次のいずれかに該当すると認める場合は、当該診療情報の全部又は一部について開示しないことができる。

- (1) 患者の心身の状態や治療効果等に悪影響を及ぼすおそれがある場合
- (2) 患者及び関係者の権利、利益又は生命の安全を損なうおそれがある場合
- (3) 第三者から得た診療情報で、当該第三者の了解が得られない場合
- (4) 精神科の診療情報について請求がある場合
- (5) 前各号に掲げる場合の他、診療情報の開示を不相当とする合理的な理由がある場合

(診療情報の開示の実施)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定により診療情報の開示等の決定を行ったときは、診療情報開示通知書(第 3 号様式)を速やかに開示請求者に送付するものとする。

2 市長は、前条第 1 項の規定により開示又は部分開示の決定を行ったときは、原則として、管理者及び救急室事務職員の立会いのもと、閲覧及び口頭説明により開示又は部分開示を行うものとする。ただし、開示請求者の求めがあるときは、管理者の判断により要約書又は診療情報の写しを交付するものとする。

3 市長は、個人情報の秘密保持の観点から、開示請求者に対し、自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を求めるものとする。

(費用負担)

第 9 条 診療情報の開示に係る手数料は、浜松市個人情報保護条例(平成 16 年浜松市条例第 28 号)第 30 条第 1 項の規定により、無料とする。

- 2 前条第2項ただし書の規定により要約書又は診療情報の写しの交付を受ける者は、浜松市個人情報保護条例第30条第2項及び浜松市個人情報保護条例施行規則第13条の規定により、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(標準業務処理期間)

- 第10条 診療情報開示請求書を受理してから開示等の決定及び開示の実施に至るまでの業務処理期間は、30日以内を標準とする。

(開示請求担当部署)

- 第11条 診療情報の開示の請求受付は総務部文書行政課市政情報室において行い、その他の事務は健康福祉部健康医療課夜間救急室において行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、診療情報の開示に関する法律等の整備がなされた時点で見直すものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日をもって廃止された浜松市立診療所が保有していた診療情報の開示に関する取扱いについては、この要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

あて先 浜松市長

〒 -

住 所

ふりがな

請求者 氏 名

⑩

患者との続柄 1 本人 2 法定代理人 3 その他

生年月日 年 月 日生（ 歳）

電話番号 - -

診療情報開示請求書

次のとおり診療情報の開示を請求します。

記

開示を請求する 診療情報の内容	1	診療録	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
	2	看護記録	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
	3	処方せん	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
	4	検査記録	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
	5	X線写真	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
	6		平成	年	月	日	～平成	年	月	日
請求理由										
患者本人以外の 者が請求する場 合	ふりがな									
	患者の氏名									
	患者の年齢	明治・大正・昭和・平成	年	月	日生（ 歳）					
	患者の住所									
	連絡先									
	代理人が請 求する理由									
開示を受ける方法	1 閲覧 2 要約書 3 その他の希望（ ）									

注1 請求の際、請求者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、健康保険証、厚生年金手帳、住民票等）を提出又は提示してください。

2 法定代理人が請求する場合は、1の書類のほか、その資格を確認するために必要な書類（戸籍謄本等、住民票（患者が未成年者であるときに限る。）、代理人証明書等）と患者本人の同意書（患者が未成年者であって満15歳以上に達しているときのみ必要。）を提出又は提示してください。

3 親族又はこれに準ずる者（患者本人が閲覧できない状態にあって患者本人から代理権を与えられたときのみ請求可）が請求する場合は、1の書類のほか、親族等であることを確認するために必要な書類（戸籍謄本、住民票等）と委任状を提出又は提示してください。

4 開示又は一部開示の通知があったときは、この請求書の写しをお持ちください。
第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

様

浜松市夜間救急室
管理者

診療情報開示の照会について

別紙請求書のとおり、診療情報に関する開示の請求がありましたので、開示の可否について照会します。

様

浜松市長



診療情報開示通知書

平成 年 月 日付けであなたから請求のありました診療情報の開示につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

記

診療情報の 内 容	1 診 療 録 平成 年 月 日~平成 年 月 日	1 開示する 2 一部開示する 3 開示しない
	2 そ の 他 平成 年 月 日~平成 年 月 日 ()	1 開示する 2 一部開示する 3 開示しない
	3 そ の 他 平成 年 月 日~平成 年 月 日 ()	1 開示する 2 一部開示する 3 開示しない
	4 そ の 他 平成 年 月 日~平成 年 月 日 ()	1 開示する 2 一部開示する 3 開示しない
情報開示の 日時・場所		
情報を開示 しない場合 その理由		
担 当 係		
備 考		

注 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申し立てをすることができます。